

札幌市水道局発注工事における社会保険等未加入対策について

札幌市水道局では、社会保険等未加入対策として、平成 29 年 4 月以後に告示する工事から、一次下請負人（下請業者）、平成 30 年 4 月 1 日以後に告示する工事から、二次以下の下請負人（下請業者）について、社会保険等の加入業者に限定する取組を実施しております。

二次以下の下請負人（下請業者）が、社会保険等の未加入業者と確認された場合、受注者（元請業者）に対するペナルティ措置は、平成 30 年度は行わないこととしておりましたが、平成 31 年 4 月 1 日以後に告示する工事から、受注者（元請業者）に対するペナルティ措置を実施することといたします。

下請負人（下請業者）が社会保険等に加入していない場合の取扱いについて

下請負人（下請業者）が、健康保険・厚生年金保険・雇用保険のいずれか一つでも、適正に加入していないことが判明した場合は、受注者（元請業者）に対して、札幌市水道局が指定する期間内（概ね 1 か月程度）に、当該下請負人が適正に社会保険等の加入手続きを済ませ、加入確認書類^{※1}を提出するよう、受注者に対して文書で請求します。

■ 指定する期間内に加入確認書類を提出した場合

受注者（元請業者）に対するペナルティ措置はありません。

■ 指定する期間内に加入確認書類を提出できなかった場合

全ての下請負人（下請業者）が加入手続きをせず、契約違反状態が継続している場合は、受注者（元請業者）に対して、**参加停止措置**^{※2}と**工事成績評定の減点**^{※3}をします。

※1：加入手続きを済ませた事実を確認できる書類

＊健康保険・厚生年金保険の場合：「適用通知書」「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」など

＊雇用保険の場合：「雇用保険適用事業所設置届事業主控」など

※2：契約違反等による参加停止措置（期間は 2 週間～ 4 月）

※3：法令遵守等の参加停止措置等による減点（参加停止期間に応じて△10 点～△20 点）

参 照

【札幌市水道局発注工事における社会保険等未加入対策について】

<http://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/info/documents/oshirase2018033001.pdf>

お問い合わせ先：札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011